

大学体育における教育研究のこれまでとこれから

福岡教育大学 榊原 浩 晃

はじめに

筆者に課せられた内容は今後の大学体育のあり方をめぐる提言のような内容であるはずであるが、過去を精査して今日のあり方を考える歴史研究の常道から、このことにせまってみたい。現状に対する意識改革は、まず人間の歴史観によって左右されるからである。そして、我々大学体育に携わる者がこれまでとこれからの大学体育やスポーツをどのように考えるかにかかってくる。スポーツ基本法制定下において、大学体育の理念と目標を再認識しなければならない時期であると考えられる。

本稿では、そのことをアメリカにおける体育の教育研究の芽生えから紐解き、戦後の教育改革で新制大学発足とともに規定された保健体育科目の設置理念、およびその後大学体育連合発足に至る経過と今日に連なるスポーツ基本法制定下の大学体育のあり方を述べてみたい。

1. アメリカにおける体育の教育研究の芽生え

1820年代にドイツから体操家の移民たちがアメリカで体操指導を開始し、トゥルネン（ドイツ式体操）のアメリカへの普及がはじまった。また、スウェーデン体操も医療体操として紹介された。1850年代にはダイオ・ルイス（Dio Lewis, 1823-1886）によるダンベルなどの手具体操が考案された。学校での児童・生徒の体操実施とともに、大学での体操実施がにわかに議論された。ボストン西部にあるアマースト大学は学生の健康問題に関心を寄せた大学当局が、一般学生のための健康に配慮した学生生活を送るための手だてを医師であるエドワード・ヒッチコック（Edward Hitchcock）に依頼した。1861年全米で始めて体育の教授としてヒッチコックが着任した。彼の肩書きは Professor of Hygiene and Physical Education（健康・体育の教授）であった。やがて、大学での体育の教授職の配置は各大学に波及した。ハーバード大学ではアレン・サージェント（Dudley Allen Sargent）博士が体育の教授として着任し、学生の健康診断とその記録を解析した人体測定学（anthropometry）の研究基礎をつくった。

1860年代から1880年代半ばに至る膨大なデータの蓄積は健康や体力の測定データが学生の健康と体育研究の基礎データになり得ることを実証した。今日、我々はサージェント教授の名前を垂直跳び（サージェント・ジャンプ）や垂直跳び測定器具（サージェント・ジャンプ・メジャー）の名称から耳にしているはずである。こうした体力測定データの蓄積が大学での健康や体育を担当する教授職の役割と貢献を大きく評価するとともに、大学等の研究機関で体育の研究を継続実施し、そのための学術団体（学会）の発足へと結びついたのであった。1885年のアメリカ体育振興協会（the American Association for the Advancement of Physical Education）は体操教師、医師、大学教授など健康や体育の学術的価値を議論する専門職集団であり、アメリカ体育の学界の嚆矢であった。

一方、1891年にバスケットボールが考案され、1895年にはバレーボールが誕生した。カレッジ・スポーツの興隆は1910年全米大学競技協会（National Collegiate Athletic Association）を導いた。この頃、新たな体育の考え方が芽生えていた。コロンビア大学で健康・体育の教授職にあったトーマス・ウッド（Thomas Denison Wood）がその後の保健体育の基礎となる考え方を提唱していた。つまり、体育のバックグラウンドは、健康にあって、健康領域の一部が体育であるという考え方である。今日、health and physical education というように、健康が体育に先行表記される理由はここにある。さらに、ウッドは新しい体育の考え方を提唱し、このことを体育史研究では「アメリカ新体育」と呼び歴史的なメルクマールとしてとらえている。その要点は以下の4つの内容にある。

- (1) 体育において社会性や人間関係を強調すること
- (2) 児童中心主義の体育を行い、児童の興味・関心を育むこと
- (3) 民主的な体育授業を運営し、教師から強制しないこと
- (4) 科学的な体育、研究成果に基づく授業内容の精選をはかること

これらの内容は戦後の日本の体育（保健体育）にも

大きな影響を与えている。新制大学発足と同時に、大学体育が重視されてきた理由の一端として、「アメリカ新体育」の考え方が大きく影響したといえるであろう。

2. 戦後日本の教育と大学体育

日本の教育は、1945年（昭和20）年8月15日の終戦を機に大きく転換されていく。1949（昭和24）年に新制大学の発足をみるまでは、我が国の大学の教育課程に、体育が正課として取り上げられたことはなかった。新制大学の教育は、全人教育という観点に立って教育学者間でも意見交換され、戦後の時代におけるよりよい市民の育成に関心がもられた。そのモデルとなったのはアメリカの諸大学に起こった一般教育重視の議論、および「アメリカ新体育」の考え方であった。それらは、以下のように敷衍される。

専門知識はいくら分化し、掘り下げてもたりないに違いないし、また、研究が細分化し高度化することは学問の発展や進歩という点で望ましいことであるが、そのために人類と国民の生活目標を失ってはならない。専門知識を正しく駆使するものは、結局人間の英知であることは否めない事実であろう。実際、我々の思惟や行動を正しく導くものは必ずしも最先端の専門知識や研究内容だけでなくそれはまさしく自由に賢明に思考し行動できる人間の育成にほかならない。こうした考え方のもとに、大学の教育を実施しようとしたのである。我が国の大学保健体育創設の経緯は、このように戦後アメリカの影響を強く受け、大学教育のあり方の議論の経過にはじまり、やがて制度として定着することになる。

1946（昭和21）年3月、日本の教育の民主化の方策樹立に対して助言を与えるために来日したアメリカの教育使節団が、我が国の教育事情を調査・検討し、報告書を提出した。当該報告書は保健体育の問題に言及し、小学校、中等学校、実業学校、専門学校では体育の時間は十分措置されているが、大学でも同様の措置がとられるべきであることを指摘した。当時大学では、身体的レクリエーションもせず、長時間勉強しがちであるとし、健康教育と体育は教育計画全体の基礎となるものであり、身体検査、栄養、公衆衛生の授業や体育や身体的レクリエーションの教育計画を大学の教育課程に反映させ、できるだけ早期に諸設備を改善することを勧告したのである。戦後の大学体育の将来構想がここに策定されようとしていた。

その後、1946（昭和21）年9月に、文部省（当時）

に戦後の体育の諸問題および今後の動向について調査研究するために学校体育研究委員会が設けられたが、同年12月に同委員会は文部大臣（当時）に対して、「新学制発足の際に、是非大学体育の確立をはかり、全学生に体育の機会を均等に与えるため、少なくとも最初の1年間は体育を正課として課すべきこと」を要望書に盛り込み、大学体育要綱なるものを答申した。

1947（昭和22）年7月には、大学基準協会が設置された。これは大学の自治の建前から大学の基準づくりには文部省の直接干渉を回避し大学人あるいは大学自らの手で作り上げるという理念で発足したものであった。しかし、当時文部省体育局長はこの基準協会に対しても、体育を正課として設けることを要望した。その理由は、教育途上にある大学生の健康の保持増進ということと、健康生活に対する正しい理解と態度を持った学生の卒業後の社会的影響の重要性ということの2点が重視されていたからであった。

そうした経過の後に、大学基準協会内でも大学体育への関心が高まり、1947（昭和22）年10月体育保健研究委員会が設置された。この委員会では、大学における体育や保健のあり方全般について検討が行われ、大学で保健体育の知識を啓発し実践させることが必要であるという結論に達した。さらに、具体的な方法についての検討が行われ、「大学に於ける体育について」という運営要綱が作成され、同年12月の基準委員会に体育保健研究委員会の審議結果が報告され、12月15日に開催された大学基準協会総会で承認され、正式決定をみたのであった。そこで決定された大学の基準には、「大学の体育に関する講義および実技各2単位以上を課すことを要す」という条項が追加され、これによって、学士に対する最低修得単位として120単位のほかに、体育の4単位を必修にしなければならない旨の規定が実現した。

1949（昭和24）年に発足した新制大学において、体育は正課の履修科目として4年制大学では講義および実技計4単位が、短期大学では同じくそれぞれ1単位、計2単位が課せられることになった。1947（昭和22）年、文部省は戦後の学校教育の中での体育の指導指針として『学校体育指導要綱』が公表されたが、小中高とともに、そこでは新制大学についても体育の内容が明示されていた。

3. 大学体育連合設立への経過

1947（昭和22）年に体育保健研究委員会によって立案された「大学における体育」によれば、「大学に於

ける体育は、学生の健康を保持増進し、社会的道徳的精神を涵養し、以って学生生活を豊かならしめ、さらに進んで社会生活を価値あらしめる基礎をつくるにある」という目的で各大学に取り入れられた。このことは、保健体育が大学における学生の修学・生活上彼らの心身の健康を保持増進し、より高い教養を身につけ、さらに卒業後社会の指導的な立場において活躍する上には極めて重要な科目であるとして大学教育の中で位置づけられたことになる。

このように新制大学発足（1949年）と同時に保健体育が正課履修科目として課せられた。同年8月に、全国の大学関係者が、大学体育について共通の理解を図り、具体策を検討するために、文部省主催による第1回新制大学体育研究協議会（第2回目は大学体育研究集会と改称）が開催された。ついで、1952（昭和27）年にこれら大学関係者相互の緊密な連絡と協力により、大学の正課体育および課外体育等を研究協議し、大学体育の使命達成およびその向上発展を期することを目的とした大学体育協議会（1956年には大学保健体育協議会と改称）の結成がなされ、大学における保健体育の研究が定期的に行われ、1957（昭和32）年5月「大学における保健体育の在り方」を作成して大学体育の教育現場に反映させるなど、成果をもたらした。

一方、1959（昭和34）年に大学基準協会によって示された「大学体育の基準（大学における保健体育の在り方）」では、保健体育のもつ役割は「保健教授によって、健康に関する知識を得させ、それを日常生活の上に活用させるとともに、将来社会の指導者として職場や地域社会をリードする素養を与えると同時に、一方、体育実技によって、青年の運動欲求を満足させ、かつ感情のよい捌口を得させ、健康の保持増進に役立たせるにある」とされ、戦後の日本の大学において保健体育への期待と役割が認識された。

1952年以来、大学における保健体育に関する教育研究の連絡協議機関として貢献した大学保健体育協議会は、その後発展的に解消し、1973（昭和48）年10月、社団法人全国大学体育連合へと改組されて今日に至っている。同年、全国大学体育連合は、これまでの全国の大学保健体育関係者の教育の現状調査、研究協議をもとに、当時国民的課題となった教育改革、わけても高等教育改革の構想の一環として、大学における保健体育のあり方を検討した結果、大学の保健体育のあるべき姿として、「大学保健体育の基本構想」を作成し、基本構想の具体化達成のために、毎年定期的に全国大学保健体育関係者の研究協議がなされるようになって

た。九州地区大学体育連合も大学体育連合の傘下であり、毎年教育研究会議が開催されていることはいうまでもない。

1973（昭和48）年に全国大学体育連合によって作成された「大学保健体育の基本構想」にみる保健体育科目は「人間生活の基本である健康・体力に対する認識を深めるとともに、これを積極的に高め、あるいは維持してきく方法を修得し、かつ実践する能力を養うものである」とされ、その具体的役割については以下の6項目が挙げられていた。

- (1) 人間の生命・健康に関する科学的知識の習得
- (2) 社会の指導者としての健康観、体育観を確立し、人間の健康と福祉に寄与できる能力をたかめる。
- (3) 身体活動を媒体として、学生の健康の保持・増進を図る。
- (4) 心身の不均衡な発達の防止、是正のための適切な運動の必要性の認識と実践の能力を養う。
- (5) 能動的な社会性の育成
- (6) 余暇善用のための運動技術の向上

その後、1991（平成3）年7月に大学設置基準が改正され、カリキュラム編成が大学の自由裁量に委ねられるようになると、それまで保健体育科目4単位を必修にしていた大学の割合は1998年度までに45.8%までに落ち込んだ（大学体育連合の調査による）という。しかし、大綱化以後、大学における体育やスポーツは新たな価値観に支えられ、今日では必修にしている大学は70%強までに回復しているという。こうした背景には、大学体育が教養教育という範疇を超えた付加価値を有していることが関係者や学生に認識されるとみられる。近年、大学で友人を作ることができないなどの人間関係で悩みを抱える学生や不規則な生活から修学に困難をきたす学生の増加により、大学の使命である体力の維持・健康の保持増進といった身体的側面での健康づくりはもとより、コミュニケーション能力や心の健康づくりにも大学体育が寄与できることが期待されてのことであろう。

4. 21世紀の高等教育と保健体育・スポーツ —今日の大学体育の課題—

2010（平成22）年6月、大学体育連合を含む体育系学術団体から『21世紀の高等教育と保健体育・スポーツ』が提言された。保健体育の充実に努め、豊かな人間性をそなえた学生を育成することは大学の責務の1つとされた。その骨子は以下のような4項目にまとめられている。

1. 学生の健康・体力を維持・向上させ、活力ある家庭や社会を築く能力を育成する。
2. 大学における保健体育の教育効果を再認識する。
3. スポーツ権を尊重し、スポーツ文化の創造に寄与する。
4. 学位授与の方針と「学士力」に心身の健康を位置づける。

第1の点については、大学生の体力は依然として低く、生活習慣は中高生と比べると望ましくない状態にある。昨今の調査によると大学生の朝食欠食率は高く、脂質摂取が過剰で、睡眠不足状態である。また、半数以上がストレスを強く感じており、自殺率も増加している。このような状態は休退学や卒業後の就職率とも関連しているとの指摘もある。大学体育の授業を通して身体運動と健康の重要性を学生に十分に理解させ実践させることは、大学生生活を健康で有意義に過ごすための一助となるだけでなく、卒業後の人生を豊かにし、健康で活力のある家庭や社会を築く上でも欠かすことのできない重要なことであるという。

第2の点については、正課体育に係る教員の指導能力が向上するとともに、授業研究と教材開発がすすみ、講義における双方向授業（ディスカッションやインタビュー課題）、実技や演習における行動変容技法の導入など様々な工夫により、以下のような教育効果が実証されているという。

- ① 身体面での効果
週1回の体育実技授業でも筋力や持久力などの体力が顕著に向上し、体脂肪率が減少する。
- ② 精神面での効果
身体運動には不安低減効果や抗うつ効果、ストレス解消効果があり、体育授業でも同様の効果が得られる。
- ③ 社会性・コミュニケーション面での効果
近年、他者とのコミュニケーションスキルの低い学生が増えており、問題を抱えている学生もいる。体育の授業が人間関係を促進し、自己効力感を高め、授業でのスポーツ経験がコミュニケーションスキルを含む社会的スキルを向上させている。

第3の点については、大学は、以下に述べる体育・スポーツに関する人類学的かつ全世界的な課題、理念及び目標の意味と重要性を認識し、有効なプログラムを積極的に開発し、人間の身体面からの幸福を追求する社会の発展に寄与していくべきである。「体育およびスポーツに関する国際憲章」(UNESCO)では、「体

育およびスポーツは、全教育体系において生涯教育の不可欠な要素を構成しており、身体活動の継続とスポーツの実践がグローバルで民主化された教育によって生涯を通じて保障されなければならないこと」(第2条)を定めている。したがって、高等教育機関においても、体育・スポーツ・身体活動が実践される機会が保障されるべきであり、さらに身体とスポーツに関する文化的社会的課題に対して積極的に教養教育を開発し提供していく義務があるという。

また、教育基本法は、「教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」(第1条)として、幅広い知識と教養を身につけ、健やかな身体を養うことを教育の目標に掲げている。また、大学に対しては、学術の中心として、高い教養を培うとともに、これらの成果を広く社会に提供することを求めている。

第4の点については、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」では、個々の大学が学位授与の方針を策定するときの参考として、「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を提示した。しかし、この参考指針には、教養教育の目的である「幅広く深い教養」「総合的判断力」「豊かな人間性」のうち、「豊かな人間性」が欠落していると指摘している。そこで、各大学で学位授与の方針を策定する際にはこの点を十分に考慮し、スポーツや文化を享受する態度を養い、健やかな生活や社会を築く知識・技術を学ぶことを学位授与の方針に盛り込むべきであるという。

1973(昭和48)年の「大学保健体育の基本構想」からおよそ40年を経過した今日、大学体育の役割として加味されたことは、スポーツを文化として享受する態度を養うことである。このことは、スポーツ基本法制定下の政策動向とも一致する。大学体育でこのことを適える内容と方法を吟味し、健康・体力づくりとともに大学体育に加えなければならないだろう。その取り組みは既に各大学で着手されている。

まとめにかえて

1973(昭和48)年10月社団法人全国大学体育連合が設立され、2012年1月に公益社団法人へ移行した。(社)大学体育連合は2012(平成24)年11月25日に創立60周年を迎えることになる。ますます、大学体育の役割が重視されているといえる。義務教育機関とともに、大学などの高等教育機関においても、体育・ス

スポーツ・身体活動が実践され、啓発される機会が保障されるべきである。特に近年、我々大学体育に携わるものは、さらに身体とスポーツに関する文化的社会的課題に対して積極的に教養教育を開発し提供していく義務を担っているといえる。スポーツ文化にかかわる人間のあり方にも大学体育は期待されているのである。大学体育の今日的な課題として、そのことを是非挙げておきたい。

【文 献】

- 大学体育協議会，大学体育十年誌，1960年
大学規準協会，大学基準協会会報，第3号，1947年
文部省，学校体育指導要綱，1947年
小田切毅一，アメリカスポーツの文化史，不昧堂出版，1982年
浅見ほか，現代体育・スポーツ体系第5巻，学校体育・スポーツ，講談社，1984年
(社)全国大学体育連合会長 奥島孝康ほか，体育系学術団体からの提言2010 21世紀の高等教育と保健体育・スポーツ——活気と親しみにあふれるキャンパスと社会を構築するために——，2010年
日本体育学会第63回大会組織委員会，日本体育学会第63回大会予稿集，2012年